　神奈川県介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）及び健康保険法の一部を改正す

　る法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定める。

（業務管理体制の届出）

第２条　法第115条の32第２項の規定による届出は、法施行規則第140条の40第１項に掲げる事項について第１号様式により行うものとする。

（届出事項の変更の届出）

第３条 法第115条の32第３項及び平成18年旧介護保険法第115条の32第３項の規定による届出事項の変更の届出

　は、第２号様式により行うものとする。

（区分の変更の届出）

第４条　法第115条の32第４項及び平成18年旧介護保険法第115条の32第４項の規定による区分の変更の届出は、

　第１号様式により行うものとする。

（関係機関への情報提供）

第５条　知事は、第２条から前条までの規定による届出に関し、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長、中核市の長及び市町村長に対して、情報を提供することができる。

（実施細目）

第６条　この要綱に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、

　知事が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成21年７月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成22年７月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和元年５月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年５月１日から施行する。